

## 空き家法における基本方針および特定空家等ガイドラインの改正

### 1. 要旨

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 5 条第 1 項に基づく「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」および同法第 14 条第 14 項に基づく「特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針」（ガイドライン）が令和 3 年 6 月 30 日に改正されました。

### 2. 主な改正内容

#### （1）「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」

- ① 特定空家等の対象には「将来著しく保安上危険又は著しく衛生上有害な状態になることが予見される」空家等も含まれる旨を記載
- ② 所有者等の所在を特定できない場合等において、民法上の財産管理人制度を活用するために、市町村長が不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任の申立てを行うことが考えられる旨を記載
- ③ 地域の空家等対策に取り組む NPO 等の団体について、協議会の構成員の例に加えるとともに専門的な相談について連携して対応することを記載 等

#### （2）「特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針」（ガイドライン）

- ① 空家等の所有者等の特定に係る調査手法、国外居住者の調査方法及び所有者等を特定できない場合の措置について記載
- ② 災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合は災害対策基本法に基づく措置も考えられる旨を記載
- ③ 外見上はいわゆる長屋等であっても、それぞれの住戸が別個の建築物である場合には、空家法の対象となる旨を記載 等

### 3. 本市の方針

空家法基本指針において、特定空家等の措置実施の判断については、将来の外部不経済が予見される空家等が該当することや、所有者等の所在を特定できない場合は市が財産管理人制度を活用する旨等が提示されたため、これに応じた対策を行っていくこととなります。また、今回の改正内容や本市の空き家の実情を踏まえながら、富山市空家等対策計画の見直しなどを検討していきます。